

令和5年度農産物等直売所機能強化支援事業者募集要領

1 目的

中山間地域等の農産物等直売所は、高齢化による出荷者の減少や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う顧客の減少等の課題が山積しています。本事業は、農産物等直売所の農山漁村地域の拠点としての機能強化を図るため、農産物等直売所の現状分析や課題等の整理を行い、役割・機能を強化するための経営改善計画の策定や経営改善に向けた取り組みを支援します。

2 事業概要

(1) 支援対象者（応募要件）

県内に設置・運営している農産物等直売所の運営主体等であって、次に掲げる全ての要件を満たす者となります。

- イ 直売所の管理運営等を行う農業法人、農業者の組織等の団体で、組織運営、財産管理等に関する取り決め（規定の準備）がなされていること。
- ロ 経営改善に対する取組について、組織で合意されていること。
- ハ 経営分析等を行うための複式簿記等の会計処理が行われ、財務諸表等の支援に必要な経営資料について提供が可能なこと。
- ニ 直売所施設等の改良や機器・機械の導入、設置について、施設管理者との間で合意や取り決めができること。

(2) 支援内容

農産物等直売所（以下直売所）の抱える課題解決や計画策定のため次の支援を支援対象者に伴走して行います。なお、支援活動は、県が別に委託する事業者が運営します。

- イ 直売所を運営する団体や関係者が参加するワークショップを開催し、現状分析や課題の抽出を行い、経営改善計画書の策定を支援します。
- ロ 必要に応じて専門家を派遣、ワークショップで出された課題の解決や機能強化に向けた提案や指導、助言を行います。

3 事業の募集

(1) 提出書類

- イ 農産物等直売所機能強化支援申込書（「農産物等直売所機能強化支援事業実施要領（以下「実施要領」という）」別紙様式第1-1号）
- ロ 農産物等直売所機能強化支援事業経営概要書（「実施要領」別紙様式第1-2号）
- ハ 農産物等直売所機能強化支援事業経営概要書の添付書類
 - ・ 定款（法人の場合）又はこれに準ずる規約（団体の場合）の写し
 - ・ 登記事項証明書（会社法に基づく法人の場合）
 - ・ 直近3期分の決算報告書の写し、又は総会資料（コピー可）
 - ・ 納税証明書（申込日までに納期限が到来した全ての県税に未納がない旨の証明）
- ニ 誓約書（「実施要領」別紙様式第2号）

(2) 募集期間：令和5年7月28日（金）まで（先着順で審査します）

審査により支援対象者が決定した時点で募集を締切りますので御承知願います。

※募集状況は、以下 URL（県ホームページ）に掲載します。

(3) 提出先：宮城県農政部農山漁村なりわい課

※なお、本事業の要領、提出書類の様式等については、宮城県のホームページを御確認ください。

≪県ホームページ≫ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/tyokubai.josien.html>

4 支援対象者の選定について

県は、応募のあった農産物等直売所の運営主体等から提出された申込書により、支援対象者を1者選

定します。また、その結果を通知します。



5 費用等

農産物等直売所機能強化支援事業にかかる指導、助言等の経費については、県が負担するものと
し、それ以外に発生する経費については、支援対象者の経費とします。

6 その他

本事業の支援対象者は、別に定める農産物等直売所機能強化整備事業費補助金を活用することが
できます。

7 事業実施スケジュール（予定）

	内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支援対象者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・募集 ・支援対象者の選定 		~ 7 / 28  随時(~8月中旬)								
専門家による助言・指導 (経営改善計画の策定) ※予定	<ul style="list-style-type: none"> ・現状分析・課題整理(3回程度) ・課題解決に向けた提案(3回程度) ・機能強化・体制整備に係わる指導・助言(6回程度) 										

《問合せ先》

宮城県農政部農山漁村なりわい課 6次産業化支援班

電話：022-211-2242 FAX：022-211-2416 e-mail：nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp